

公民館使用料

(1) 中央公民館

区分	利用時間	室使用料	冷暖房使用料
視聴覚室	午前8時30分から正午まで	760円	430円
美術工芸室	正午から午後5時まで	760円	430円
調理室	午後5時から午後10時まで	860円	430円
音楽室	午前8時30分から午後10時まで	2,380円	1,290円
第1会議室	午前8時30分から正午まで	540円	320円
第2会議室	正午から午後5時まで	540円	320円
和室1	午後5時から午後10時まで	640円	320円
和室2	午前8時30分から午後10時まで	1,720円	960円
第3会議室	午前8時30分から正午まで	430円	210円
第4会議室	正午から午後5時まで	430円	210円
	午後5時から午後10時まで	540円	210円
	午前8時30分から午後10時まで	1,400円	630円

(2) 清川公民館

区分	利用時間	室使用料	冷暖房使用料
会議室1	午前8時30分から正午まで	540円	320円
会議室2	正午から午後5時まで	540円	320円
会議室3	午後5時から午後10時まで	640円	320円
調理室	午前8時30分から午後10時まで	1,720円	960円
和室1			
和室2			

(3) 緒方公民館

区分	利用時間	室使用料	冷暖房使用料
ホール	午前8時30分から正午まで	2,160円	2,160円
	正午から午後5時まで	2,160円	2,160円
	午後5時から午後10時まで	2,160円	2,160円
	午前8時30分から午後10時まで	6,480円	6,480円
調理室	午前8時30分から正午まで	540円	320円
談話室	正午から午後5時まで	540円	320円
研修室	午後5時から午後10時まで	640円	320円
2階和室	午前8時30分から午後10時まで	1,720円	960円
第1会議室			
第2会議室			

(4) 朝地公民館

区分	利用時間	室使用料	冷暖房使用料
ホール	午前8時30分から正午まで	2,160円	2,160円
	正午から午後5時まで	2,160円	2,160円
	午後5時から午後10時まで	2,160円	2,160円
	午前8時30分から午後10時まで	6,480円	6,480円
研修室(大)	午前8時30分から正午まで	540円	320円
研修室(小)	正午から午後5時まで	540円	320円
視聴覚室	午後5時から午後10時まで	640円	320円
調理室	午前8時30分から午後10時まで	1,720円	960円
和室(大)			
和室(小)			
茶室			

(5) 大野公民館

区分	利用時間	室使用料	冷暖房使用料
会議室1	午前8時30分から正午まで	540円	320円
会議室2	正午から午後5時まで	540円	320円
会議室3	午後5時から午後10時まで	640円	320円
会議室4	午前8時30分から午後10時まで	1,720円	960円
大会議室 和室 図工室			
体育室	午前8時30分から正午まで	2,160円	/
	正午から午後5時まで	2,160円	
	午後5時から午後10時まで	2,160円	
	午前8時30分から午後10時まで	6,480円	

(6) 千歳公民館

区分	利用時間	室使用料	冷暖房使用料
ホール	午前8時30分から正午まで	2,160円	2,160円
	正午から午後5時まで	2,160円	2,160円
	午後5時から午後10時まで	2,160円	2,160円
	午前8時30分から午後10時まで	6,480円	6,480円
老人幼児室	午前8時30分から正午まで	540円	320円
調理室	正午から午後5時まで	540円	320円
第1会議室	午後5時から午後10時まで	640円	320円
第2会議室	午前8時30分から午後10時まで	1,720円	960円
第3会議室 研修室(大) 研修室(小)			

(7) 犬飼公民館

区分	利用時間	室使用料	冷暖房使用料
大集会室	午前8時30分から正午まで	2,160円	2,160円
	正午から午後5時まで	2,160円	2,160円
	午後5時から午後10時まで	2,160円	2,160円
	午前8時30分から午後10時まで	6,480円	6,480円
研修室	午前8時30分から正午まで	540円	320円
調理室	正午から午後5時まで	540円	320円
図書室	午後5時から午後10時まで	640円	320円
第1会議室	午前8時30分から午後10時まで	1,720円	960円
第2会議室 第1談話室 第2談話室 ふれあい室 視聴覚室 団体室			

備考

- 1 利用時間がこの表の利用時間欄に定める時間区分の当該時間数に満たない場合であっても、使用料の減額は行わない。
- 2 教育委員会が、その利用がこの表の利用時間欄(以下「利用時間欄」という。)に定める時間区分により難しいと認めるときその他特に必要があると認めるときは、1時間を単位として利用の許可をすることができるものとする。この場合において、当該利用に係る1時間当たりの使用料は、利用時間欄の時間区分(「午前8時30分から午後10時まで」の区分を除く。)ごとに定める室使用料及び冷暖房使用料それぞれの3分の1の額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)とする。
- 3 電気器具(オーブン)・電磁調理器等、ガス設備を利用する場合は、半日当たり510円を徴収する。